

経営継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している
佐久穂町内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

【支援金額】

※申請は1回のみ、用途制限なしで受給できます。
※各支援金額は、上限額となります。

30万円

対象：前年同月比で売上が30%以上50%未満の方

20万円

対象：前年同月比で売上が20%以上30%未満の方

※この支援金は、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【対象者】

1. 佐久穂町内の中小企業者又は小規模事業者

- 法人は、佐久穂町内に主たる事業所を有するもの。
- 個人事業主は、町内に住所及び事業所を有するもの。
- 2019年4月1日以前から事業活動を行っているもの。

2. 令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上が、 前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者

※売上に補助金・寄付金は含みません。

【必要書類】：申請書の他に以下の書類が必要です

- ① 町内に事業所があることを証明する書類
- ② 前年(2019年)の売上高がわかる確定申告書の写し
- ③ 売上の減少が確認できる書類(帳簿の写し等)
- ④ 事業概要が分かるもの(定款・営業許可証等)
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 本人確認書類(運転免許証の写し等)※個人事業者のみ

【給付対象期間】

令和2年1月～12月

【交付申請期限】

令和3年3月5日まで

<申請先・お問い合わせ>
役場産業振興課商工観光係

電話：0267-88-3956(7/27～86-1553) 【受付時間】9時～17時



佐久穂町経営継続支援金

対象となる事業者について

個人事業主

- 個人事業主とは、事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でない方をいいます。

「主たる収入」:1年の収入の半分以上が「事業収入」であること。

「事業収入」 :確定通知書内の「収入金額等」欄にある【営業等】の項目に該当する収入。

中小企業者・小規模事業者 ※個人事業主の方も下記に該当すれば対象となります。

- 中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の業種	中小企業者		
	資本金の額	常時使用する従業員数	うち小規模事業者 常時使用する従業員数
製造業・建設業・運送業 その他の業種 (下段3業種を除く)	3億円以下	21人以上 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	6人以上100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	6人以上100人以下	
小売業	5千万円以下	6人以上50人以下	

対象となりうる方

- 会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社) ● 個人事業主
- 農業法人(会社法の会社・又は有限会社に限る)

対象とならない方

- 一般社団法人・公益法人・一般財団法人・公益財団法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人
- 農事組合法人 ● 学校法人 ● 政治団体 ● 宗教法人 ● 風営法適用事業者 ● 組合(農業協同組合・生活協同組合・中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合
- 佐久穂町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者
- 「佐久穂町宿泊施設支援給付金」「佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金」「佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金」を受給された者及び申請する者 ● 国「持続化給付金」を受給された者及び申請する者
- その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者